

追加の規制改革事項等(案)

1. 次期通常国会に提出する法案に盛り込むべき事項

(企業農地取得特例の延長)

養父市において活用されている「法人農地取得事業」について、令和3年8月以降も継続的に活用できるよう、特例措置の期限を延長するための規定を盛り込んだ国家戦略特区法改正案の早期の国会への提出を図る。

(工場新增設促進のための関連法令の規制緩和)

国内における生産拠点等の整備を通じた強固なサプライチェーンの構築を支援するために、工場立地法の規制について、工場新增設に係る緑地面積率等の基準を市町村が条例で緩和することを可能とするよう、これに関連する必要な規定を盛り込んだ国家戦略特区法改正案の早期の通常国会への提出を図るとともに、工場新增設の際に活用可能な国家戦略開発事業についても所要の措置を講じる。

(都市開発プロジェクト促進のための建築基準法の特例の創設)

都市開発プロジェクト促進のため市町村が地区計画等の区域内において用途制限を緩和する条例を制定する際に必要となる国土交通大臣の承認手続の簡素化を図る特例措置の創設について、これに関連する必要な規定を盛り込んだ国家戦略特区法改正案の早期の通常国会への提出を図る。

(中心市街地活性化基本計画認定手続の特例の創設)

国家戦略特区における区域計画と中心市街地活性化基本計画の認定手続のワンストップ化に係る特例措置を創設するための規定を盛り込んだ国家戦略特区法改正案の早期の通常国会への提出を図る。

2. その他の重点的に進めるべき規制改革事項

(「スーパーシティ」構想の早期実現)

デジタル社会の実現や「新たな生活様式」に寄与する観点からも、大胆な規制改革と複数分野のデータ連携による先端的なサービスの提供により、未来の生活を先行実現するスーパーシティ構想の早期実現に向け着実に取り組む。具体的には、令和3年春頃のスーパーシティの区域指定に向けて令和2年内に公募を開始するとともに、データ戦略タスクフォースでの議論等を踏まえつつ、スーパーシティにおけるデータの標準化、パーソナルデータの取扱い等について検討し、令和3年春頃にとりまとめを行う。

(農地の適切な利用を促進するための施策)

本格化する人口減少を踏まえ、各地域において農業経営を行う者を確保するとともに、農地の適切な利用を促進するための施策の在り方について、農業法人が円滑に資金調達を行い農業経営を発展させていくための方策を含め、幅広く検討し、令和3年度中に結論を得て、必要に応じて所要の措置を講ずる。

(「農泊」推進のための簡易宿泊施設の設置促進等)

農山漁村地域に宿泊し、滞在中に豊かな地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農泊」を推進するため、地域再生法に基づく地域再生計画において農地転用許可の特例対象となる地域農林水産業振興施設に、簡易宿泊施設が含まれることを明確化するための措置を令和2年度内に講じ、速やかに周知する。また、多様な農地利用等のための施策について、「農泊」等の農山漁村の活性化施策と併せて幅広く検討し、令和3年度内に結論を得て、所要の措置を講ずる。

(インフラ点検に係る搭乗型移動支援ロボットの公道での活用)

インフラ点検の効率化のため、ガス事業において、歩行者等の通行の安全を確保しつつ、道路使用許可を受けて公道での搭乗型移動支援ロボットの活用が可能となるよう、令和3年1月中に所要の措置を実施するとともに、その結果を踏まえ、運転免許の種類については令和2年度中できるだけ早期に結論を得る。

(美容技術等の海外普及人材の育成)

我が国での美容に関する実践経験を積んだ人材が海外で活躍することを通じて、日本の美容製品の輸出による産業競争力の強化やブランド向上を含むクールジャパンの推進やインバウンド対応を図るため、日本の美容師免許を有する外国人材を育成する特区制度の創設に向けて、令和2年度内を目途として所要の措置を講じる。

(粒子線治療に係る外国人研修医等の受入れに係る特例の全国展開)

海外への粒子線治療の普及や日本製の診療用粒子線照射装置の輸出を促進するため、診療用粒子線照射装置海外輸出促進事業について、令和2年度内に全国展開の実現を図る。

3. 今年中に措置された規制改革事項

(男性の育児休業の取得促進)

育児休業中の就労が適切になされるよう、育児休業の趣旨及び育児休業期間中における一時的・臨時的な就労に係る事例等について整理したところであり、令和2年12月に周知を行った。